

資料3

論点（三瀬谷ダムの工業用水の確保について）

民間譲渡にあたって南伊勢工業用水道事業は廃止すべきか、存廃については別途関係市町等との協議を行い、その結果を受けて対応すべきか。

	南伊勢工業用水道事業は廃止すべき	南伊勢工業用水道事業の存廃については別途関係市町等との協議を行い、その結果を受けて対応すべき
笹井委員	○20.6.18第7回宮川プロジェクト会議に提出された（資料4）「南伊勢工業用水道事業廃止後の対応について」20.4.22中南勢工業用水建設促進協議会幹事会で方針がだされたように、具体的な企業進出がみられない現状では事業の継続費用を考えると方針どおり廃止することが良。	
稻垣委員	○南伊勢工業用水道事業は、当然廃止すべき。	
大野委員		○三瀬谷ダムの工業用水は、高度経済成長時代に確保されたものであり、その後の経済状況の変化もあり、県及び関係市町が工業用水確保の見通し（計画）があれば水利権を確保すべきである。従って関係市町の計画及び意向を充分に尊重し対応を決定すべきである。
野田委員	○現状の対応（執行部提案）でよいと考える。	
西場委員		○三瀬谷ダムは、工業用水確保の目的で建設されており、発電目的のダムではない。南勢工業用水事業化は、昭和42年のダム完成後から約40年間にも及ぶ県政課題であり、このたびの水力発電民間譲渡にともなう廃止論は、あまりにも唐突な話である。伊勢市の水道水価問題、明和町等の大仏山工業用地問題等は過去の経緯もあって、廃止討論以前に関係機関と事前に充分協議していく必要がある。県庁内に、政策部・農商部・企業庁等関係部局による南勢工水事業化の基本的方向を検討する機関を設置して関係市町・団体等との協議をふまえて慎重に対応してゆくべきである。
森本委員	○需要見とおしのない工業用水は、売却すべきである。しかも今後中電に毎年管理費として9,000万円支払い続けなければならないのは税金の無駄使いであり、県民の理解は得られない。 まして、長良川河口堰掛の工業用水は、まったく需要の見とおしのないまま毎年約2億円近い管理費を支払いつづけている現実も直視すべきである。 今後、この地域に工業用水の需要が発生した場合は、工事費及び水価とも安価な蓮ダム掛の工業用水を使用すればよい。	
今井委員	○工業団地の今後の需要発生の有無によるが、当面発生が見込めないのであれば事業廃止の方向で考えるべきだと思います。	
真弓委員		○宮川の流量回復がまず大切だと考える。すぐに宮川ダムからの流量回復が望めない状況にあっては、その間の対応として「一次的」に三瀬谷ダムの工業用水を使うことも可能だと考える。ただし、工業用水を確保するか否かについては別途議論すべきだ。
藤田委員		○中南勢地域の振興策や三重県としての産業振興、企業誘致を考えていく上でも、一度、工業用水の問題を総括し、現時点での位置づけを整理すべき。

論点（三瀬谷ダムの工業用水確保について）

工業用水の需要が発生したときに対処すべきか、あらかじめ代替水源を確保する措置を講ずるべきか。

	工業用水の需要が発生したときに対処すべき	あらかじめ代替水源を確保する措置を講ずるべき
笹井委員	○企業立地等が具体化した時は、譲渡前の工業用水道事業で計画された、進出企業が必要とする用水の供給ができるよう配慮すべき。	
稲垣委員	○需要が発生した際に、適切に対応する。	
大野委員		○県及び関係市町に中期的に確保の必要性がなければ将来的に必要性が生じた場合を想定し、代替水源を具体的に確保する措置を講ずるべきである。
野田委員	○執行部の対応(需要が発生したときに對処する) でよいと考える。	
西場委員		○もしも、譲渡に向けて南勢工水を廃止せざるを得なくなった場合は、県の責任で早急に代替水源を確保して新しく工業用水事業化を計画実行すべきである。これまでのように工水需要の発生を待ってから事業化する受身姿勢でいたら、今後もまた同じことの繰り返しとなり、いつまでたっても南勢地域における企業立地促進は実現できることになるであろう。
森本委員	○今後の企業誘致について、県の重点施策として位置づけ蓮ダム掛を活用することとする。	
今井委員	○譲渡後、もし需要が発生する場合は、蓮ダムなど水源確保を県も責任を持って行う。	
藤田委員	○今後、需要が発生した場合の対応策や県としての役割を示し、関係市町と連携し、方針を明確にすべき。	

その他意見

○宮川ダムの水を本来の宮川に戻すことを県が主導していくことが大切だ。三瀬谷ダム自体の廃止も視野に入れてタイムスケジュールを確定して作業していくべきだ。（真弓委員）